



# 光通信・知財の窓

平成25年1月

—光内外特許事務所—

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル 5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

<http://www.hikari-naigai.com/>



## 改正特許法等の解説・2013

～特許法、意匠法、商標法の改正の動向～

知的財産推進計画2012、特許行政年次報告書2012の紹介





# はじめに

昨年のノーベル生理学・医学賞は、2006年8月にマウスのiPS細胞作製を世界で最初に発表した京都大学山中伸弥教授と、いったん分化した細胞でも再びあらゆる細胞に分化できる多能性を持つように初期化できることを世界で初めて示し、iPS細胞作製への道を切り開いた英国ケンブリッジ大学のジョン・ガードン博士に授与された。

日本人のノーベル賞受賞は、2010年の根岸英一米国パデュー大学特別教授、鈴木章北海道大学名誉教授のダブル受賞（化学賞）以来2年ぶりで、2008年に物理学賞を受賞した米国籍の南部陽一郎シカゴ大学名誉教授を含めると19人目であった。

山中教授は、受賞直後の記者会見で「日の丸の支援のおかげ。日本が受賞した。」と、国を挙げての研究支援がノーベル賞受賞につながったことへの感謝を表明した。

知的財産基本法に基づき2003年5月から内閣に設置されている知的財産戦略本部が毎年作成している知的財産推進計画の2008版で、「我が国の重点戦略分野の国際競争力を一層強化する」として、重点項目のトップに「iPS細胞の研究・事業化を加速するための総合的支援体制を構築する（iPS細胞研究の成果の的確な知財化・事業化のための国を挙げての支援体制を構築）」が挙げられたように、知財の分野でもiPS細胞研究に対する支援が行われているところである。

我が国の産業競争力を維持・強化し、歴史的な円高や、エネルギー供給をはじめ様々な問題を抱えている経済情勢に立ち向かい、社会、経済、産業の活性化を図る上で、知的財産の適切な保護や、国を挙げての知的財産分野での取り組みの重要性は一層増している。

そこで、年頭にあたり、特許庁の産業構造審議会などでの検討状況を踏まえて、特許、意匠、商標の各分野での法制度面での改正の動向を紹介し、また、昨年発表された知的財産推進計画2012、特許行政年次報告書2012（特許庁）の中から、知財分野における主な動向、国の取り組みを紹介することとした。

以 上

平成25年1月1日

# 改正特許法等の解説・2013

## 目 次

### I. 産業構造審議会などでの検討状況等の紹介

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 特許法 付与後レビュー（付与後異議申立）   | 3  |
| (1) はじめに                  | 3  |
| (2) 付与後レビュー制度の検討の背景       | 3  |
| (3) 検討の方向性と制度案            | 5  |
| (4) 付与後レビュー案              | 8  |
| (5) まとめ                   | 10 |
| 2. 意匠法                    | 11 |
| (1) はじめに                  | 11 |
| (2) 意匠制度小委員会の開催状況         | 11 |
| (3) ハーグ協定ジュネーブアクトへの加盟について | 11 |
| (4) 画面デザインの保護拡充           | 16 |
| 3. 商標法                    | 20 |
| (1) 商標法改正を巡り検討されている事項の紹介  | 20 |
| 商標の定義の見直し                 |    |
| 商標の登録要件、不登録事由の見直し         |    |
| 効力の範囲                     |    |
| 著作権等の他の権利との調整             |    |
| 国内外の周知な地名の不登録事由への追加       |    |
| 登録後に識別力を喪失した商標の取り消し制度     |    |
| パリ条約第6条の3への対応の在り方について     |    |
| 商標法における地域ブランドの保護の在り方について  |    |

### II. 知的財産推進計画2012、特許行政年次報告書2012の紹介

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1. 知的財産推進計画2012                     | 24 |
| (1) 「事業起点型サイクル」の重要性と「多次元的な知財マネジメント」 | 24 |
| (2) 知財で武装してグローバルに戦う中小・ベンチャー企業への支援   | 25 |
| 2. 特許行政年次報告書2012                    | 26 |
| (1) 特許出願件数の推移                       | 26 |
| (2) 審査順番待ち期間                        | 27 |
| (3) 早期審査制度                          | 28 |
| (4) 日本、中国の実用新案登録制度の比較               | 29 |

### 付録 産業財産権関係料金

|                     |    |
|---------------------|----|
| (特許庁への手続に必要な料金) 概略表 | 31 |
|---------------------|----|

# 改正特許法等の解説・2013

～特許法、意匠法、商標法の改正の動向～  
知的財産推進計画2012、特許行政年次報告書2012の紹介

## I. 産業構造審議会などでの検討状況等の紹介

### 1. 特許法 付与後レビュー（付与後異議申立）

#### （1）はじめに

本年度の産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会（以下、「特許制度小委員会」）は、平成24年8月28日（第35回）、平成24年9月26日（第36回）、平成24年11月2日（第37回）に開催されており、

- ・強く安定した権利の早期設定の実現に向けて
- ・ユーザーの利便性の向上に資する手続きの見直し

について議論がなされた。

本稿では、強く安定した権利の早期設定の実現に向けて導入が検討されている付与後レビュー制度についての議論の内容を紹介する。

なお、紹介する議論の内容は執筆時点（平成24年11月5日）での内容であり、その後加えられた議論は加味されていないので了承されたい。

また、特許制度小委員会の報告の詳細については、特許庁HP中「産業構造審議会」のページから「特許制度小委員会」の議事要旨、配布資料、議事録を参照されたい。

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/shingikai/sangyou\\_kouzou.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/shingikai/sangyou_kouzou.htm)

#### （2）付与後レビュー制度の検討の背景

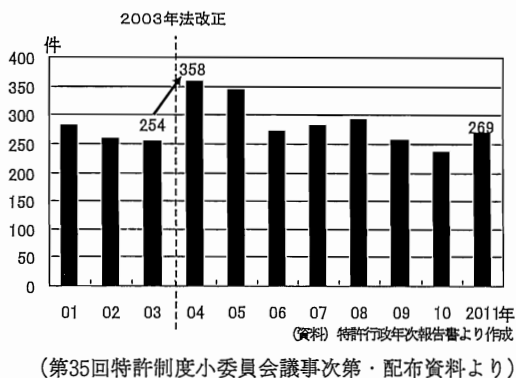
特許制度小委員会では、強く安定した権利の早期設定の実現に向けて、過去の法改正の経緯や特許を巡る状況の変化から現行制度の課題が分析され、主に以下の指摘がなされた。

（2）－A 2003年の法改正の効果と現状について

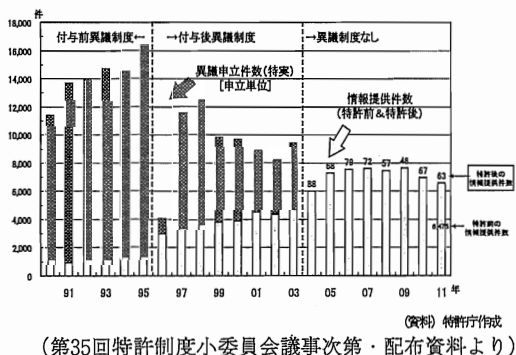
①無効審判、情報提供制度の利用状況

2003年の法改正後において、特許付与後の異議申立制度の機能を吸収することが期

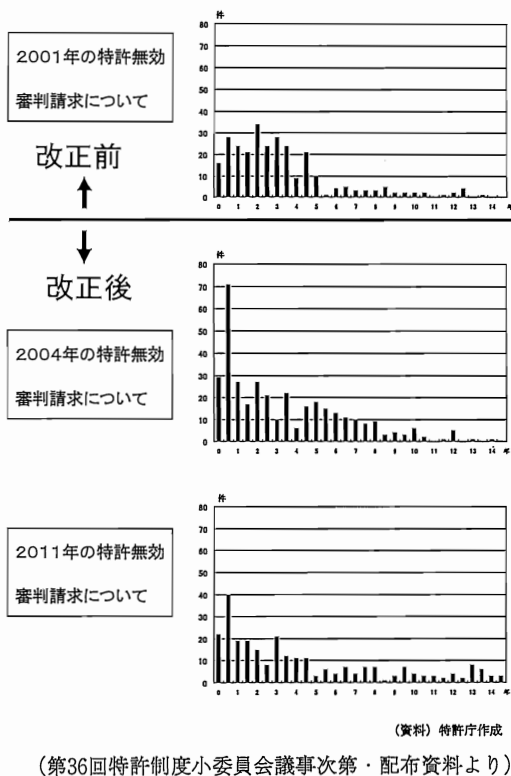
【図表 1－1】特許無効審判の請求件数の推移



【図表 1－2】情報提供制度の利用状況



【図表 1－3】特許無効審判の請求時期（特許権の設定登録からの経過年数）



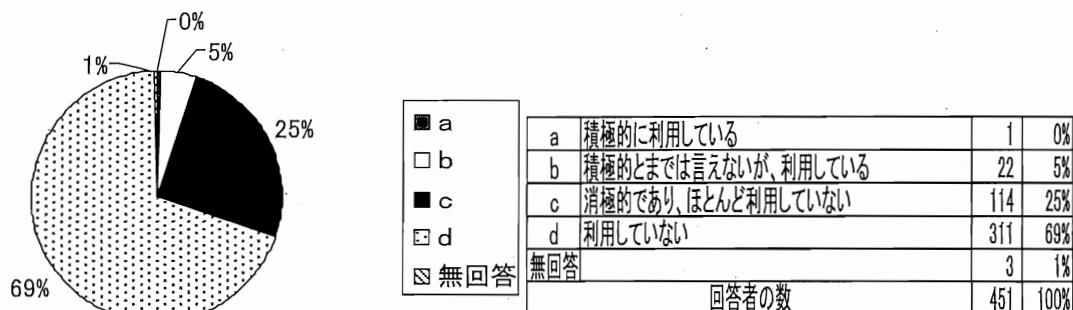
待されていた無効審判は、件数的にみると100件程度の増加にとどまり、その後利用件数は再び減少している（図表 1－1）。また、もうひとつの代替策として新たに設けられた特許後の情報提供制度についても、利用件数は年100件未満と伸びていない（図表 1－2）。

特許権の設定登録から1年の間に特許無効審判が請求された件数を法改正の前後で比較すると、法改正前の2001年に比べ、法改正後の2004年は2倍以上に増えたものの、2011年には減少している（図表 1－3）。これは、特許付与後の異議申立制度に対するニーズを特許無効審判に吸収するという改正時に期待された効果が十分に得られていないことがうかがえる。

## ②無効化資料の抱え込み

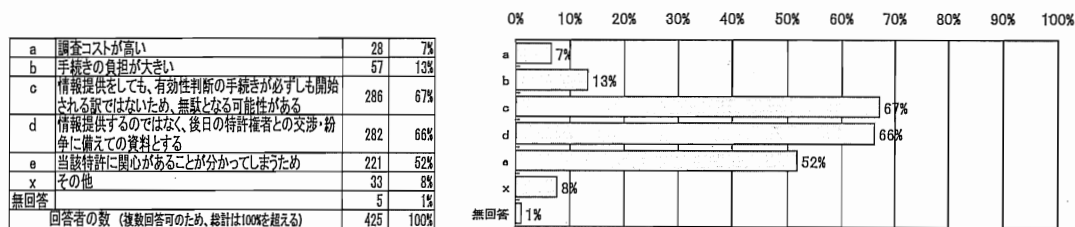
異議申立制度の廃止後、我が国企業において、他社の特許を無効化し得る資料を入手したとしても、将来の係争時に備えて、自社内に抱え込む又は抱え込まざるを得ないといった行動や状況が増えていることがアンケート結果（平成24年度産業財産権制度問題調査研究「安定的な権利付与に向けた制度に関する調査研究」（一般財団法人知的財産研究所）より）にて報告された（図表 2－1、2－2）。他の第三者にとって、本来無効になり得る特許で権利行使されるリスクが解消されないだけでなく、特許権者にとっても、将来の無効化のリスクを知らずに事業活動を継続することになり、社会全体の利益の観点から見た場合には、望ましい傾向とは言えないとの指摘がなされた。

【図表 2-1】 特許後の情報提供の利用頻度



(第36回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

【図表 2-2】 特許後の情報提供を利用していない又は利用に消極的な理由



(第36回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

## (2)-B 特許の質の低下への懸念

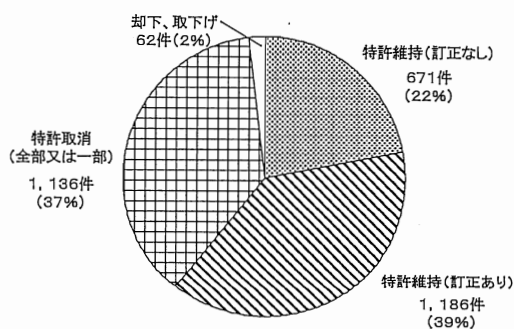
2003年当時、異議申立制度により年間2,000件以上の特許権が取消し又は訂正の上で維持されていたことから(図表3-1)、現在も同様の割合で存在する可能性の高い瑕疵ある特許権が、現行制度下では、見直しの機会なくそのまま存在し続けている可能性があり、ユーザーからは特許の質に対する懸念が示されているとの指摘がなされた。

この懸念事項は、無効理由を有し得る特許権が増え、事業を行うにあたって不安感が大きいのとの回答が40% (196件) に及んだとのアンケート結果からもうかがえる(図表3-2)。

## (3) 検討の方向性と制度案

特許制度小委員会では、上記問題の所在

【図表 3-1】 特許付与後の異議申立制度における審理の結果 (2003年)

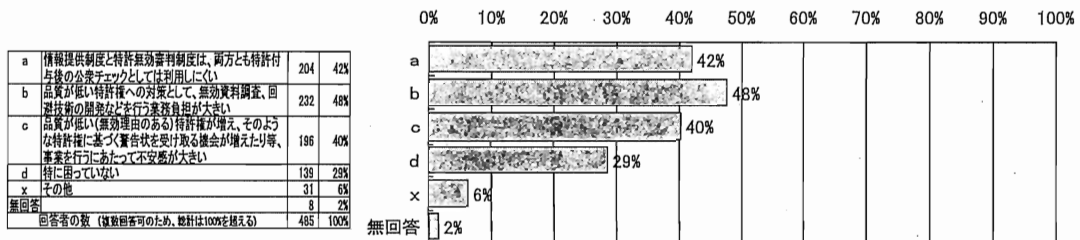


(資料) 特許庁作成

(第36回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

を特許の質の低下への懸念として捉えた場合の対応策として、従来の異議申立制度の問題を改善した付与後レビュー制度の導入が提案された。そして、以下の留意点を指

【図表３－２】 特許無効審判、情報提供制度における問題



権利行使される側として

(第36回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

【図表４－１】 付与後レビュー案

付与後レビュー案

申立期間

特許公報発行日

(a) 付与後レビュー

(b) 付与後レビュー

特許無効審判

特許無効審判 (請求理由が冒認等以外の場合)

特許無効審判 (請求理由が冒認等の場合)

|                           | 付与後レビュー<br>(案)                                       | 特許無効審判<br>(案)                                                                                              | 現行の特許無効審判                                      | 従前の付与後異議<br>(H15年法改正前)        | 従前の付与前異議<br>(H6年法改正前)                    |
|---------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|
| ① 申立/請求時期                 | 特許公報の発行日から<br>(a) 8月以内<br>(b) 6月以内<br>(c) 9月以内       | (a) 特許後いつでも可 (現行どおり)<br>(b-1) 付与後レビューの申立期間中<br>又は特許行における審理中<br>は禁止<br>(b-2) 付与後レビューの申立期間中<br>審査請求等は特許後いつでも | 特許権の設定登録後                                      | 特許公報の発行日から6月以内                | (特許付与前) 公告から3月                           |
| ② 一事不再理                   | 適用なし                                                 | より広く適用                                                                                                     | 同一の事実及び同一の証拠に基づき審判請求不可                         | 適用なし                          | 適用なし                                     |
| ③ 申立/請求料金                 | 付与後レビューの方が、特許無効審判よりも<br>利用しやすい金額                     |                                                                                                            | 49,500円<br>+<br>5,500円×請求項数                    | 8,700円<br>+<br>1,000円×請求項数    | 11,000円                                  |
| ④ 申立/請求理由                 | (a) 公益的事由<br>(b) 刊行物等の証拠に基づく新規性・進歩性のみ                | ・公益的事由<br>・事後的事由<br>・権利帰属に関する事由                                                                            | ・公益的事由<br>・事後的事由<br>・権利帰属に関する事由                | ・公益的事由                        | ・公益的事由<br>・権利帰属に関する事由                    |
| ⑤ 申立/請求人資格                | 何人も                                                  | 何人も、<br>ただし、権利帰属に関する事由<br>については真の権利者のみ                                                                     | 何人も、<br>ただし、権利帰属に関する事由<br>については真の権利者のみ         | 何人も                           | 何人も                                      |
| ⑥ 申立/請求単位                 | 請求項ごと                                                | 請求項ごと                                                                                                      | 請求項ごと                                          | 請求項ごと                         | 請求項ごとの申立ては不可                             |
| ⑦ 複数の申立て/請求が<br>なされた場合の手続 | 一つにまとめて審理<br>ただし、特許権者の希望により、申立期間<br>の経過を待つことなく審理開始も可 | 請求ごと                                                                                                       | 請求ごと                                           | 一つにまとめて審理                     | 申立てごと                                    |
| ⑧ 訂正                      | 訂正請求可                                                | 訂正請求可                                                                                                      | 訂正請求可                                          | 訂正請求可                         | 補正可                                      |
| ⑨ 申立/請求人の手続へ<br>の関与       | 訂正された場合に<br>弁済書の提出可<br>ただし、申立人の希望により、<br>関与なしとすることも可 | 弁済書の提出可                                                                                                    | 弁済書の提出可                                        | 不可<br>(審尋可)                   | 弁済書の提出可                                  |
| ⑩ 参加                      | ・特許権者側への参加可<br>・申立人側へ被疑侵害者は参加可                       | 両当事者のどちら側にも参加可<br>※共同訴訟的当事者参加、共同訴訟<br>的補助参加に類似                                                             | 両当事者のどちら側にも参加可<br>※共同訴訟的当事者参加、共同訴訟<br>的補助参加に類似 | 特許権者側への参加のみ可<br>※共同訴訟的補助参加に類似 | 異議参加不可                                   |
| ⑪ 審理構造                    | 審判官合議体による<br>原則、書面審理                                 | 審判官合議体による<br>原則、口頭審理                                                                                       | 審判官合議体による<br>原則、口頭審理                           | 審判官合議体による<br>原則、書面審理          | 審査官による<br>審査                             |
| ⑫ 職権審理                    | 申し立てない理由/請求項<br>についても審理                              | 申し立てない理由<br>についても審理                                                                                        | 申し立てない理由<br>についても審理                            | 申し立てない理由<br>についても審理           | 申し立てない理由<br>については審査せず<br>(別述、拒絶理由として通知可) |
| ⑬ 不服申立て                   | 知財高裁                                                 | 知財高裁                                                                                                       | 知財高裁                                           | 東京高裁                          | 不可                                       |

(第36回特許制度小委員会議事次第・配布資料より)

摘しつつ、付与後レビュー制度の骨子が検討されている。図表４－１に付与後レビュー案を示す。

(3)－A 付与後レビュー制度と特許無効審判制度の趣旨及び性格付けの違い  
付与後レビュー制度も、無効審判制度も、

特許庁においてなされる権利設定後の見直し手続であるから、いずれも、審判合議体が審理手続を一貫して行うことが適切であると考えられる。一方、両者の趣旨及び性格付けは、これまでの経緯及び解決すべき問題点を踏まえ、以下のように明確に区別されるべきであるとの指摘がなされた。

無効審判制度は主に、特許権をめぐる当事者間の争いにおいて、特許の有効性の点で争うための制度であり、審判請求人と特許権者の主張がつくされた上で審決がなされることに重点が置かれる。

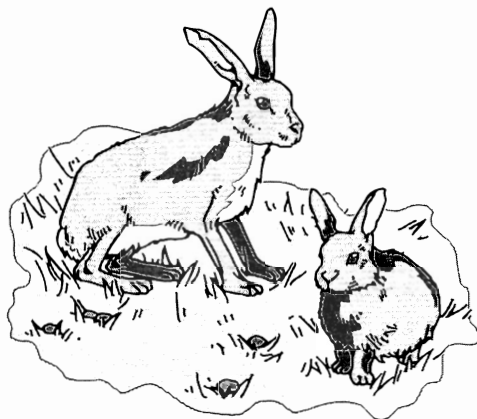
付与後レビュー制度は主に、審査による特許付与の見直しをする制度として、瑕疵のある特許権を是正し、強く安定した権利を早期に確保することを目的とし、当事者の手続保障にも配慮しつつ、審理の手続が速やかに進められて、早期に最終的な判断が示されることに重点が置かれる。

上述の制度趣旨を踏まえると、無効審判制度については、現行制度と同様、i.特許権の存続中だけでなく、特許権の消滅後においても請求でき、ii.公益的事由（新規性、進歩性、記載要件、補正要件等）に加え、権利帰属に関する事由を含めた無効理由を認め、iii.当事者による主張立証を中心とし、口頭審理を原則とすべきである。

一方、付与後レビューについては、その制度趣旨からみて、i.特許権の設定登録後の一定期間に限って申立てができることとし、ii.申立理由は、権利帰属に関する事由は含まず公益的事由のみに限定し、iii.当事者の手続き関与負担を軽減し、書面審理を原則とすべきであるとの意見が出された。

### （３）－Ｂ ２００３年の法改正の趣旨

２００３年の法改正の際には、審判制度に対する、迅速な審理、紛争の一回的解決、及び信頼性の高い判断といった要請のもと、異議申立てと無効審判が同時期に特許庁に係属することに伴う問題が指摘された。また、異議申立てでは、申立人に審理中の意見陳述の機会が与えられないという不満が



あり、特許維持決定に対して新たな無効審判を請求する原因にもなっているとの指摘もあった。

### ＜付与後レビューと無効審判の同時係属の問題＞

付与後レビューの事件と無効審判の事件が同時期に係属することを回避するには、両者の申立て又は請求時期を分け、付与後レビューの申立期間中は、無効審判の請求を禁止することが適切と考えられている。

この場合、紛争に巻き込まれた当事者であっても無効審判を利用できない時期が生じるという問題がある。この点については、従前の付与後の異議申立制度下（１９９６年～２００３年の８年間）における異議申立ての総件数３４，１４６件のうち、無効審判の請求もなされたものは４９８件（３４，１４６件の１．５％）であり、そのうち異議申立期間中に無効審判請求がされたものは２９件（３４，１４６件の０．０９％、４９８件の５．８％）である。したがって、付与後レビューにおける申立人の手続関与の改善も考慮すれば、並行して無効審判を請求するニーズは更に少なくなり、このような禁止期間による影響はわずかなものと考えられている。

また、付与後レビューの申立期間だけでなく、付与後レビューの審理の係属中についても無効審判の請求を禁止しない限り、両者の同時係属を完全に排除することはできないという問題もある。この点について

も、付与後レビューの審理を迅速に行うことで同時係属の可能性を低くするとともに、中止規定や、付与後レビューと無効審判の審理をまとめて行うための調整規定等を整備することにより、問題を最小限に抑えることが可能であると考えられている。

**(3)－C 付与後レビュー制度の使い易さと濫用防止のバランス**

付与後レビューの制度の趣旨は特許審査の見直しであり、必要な見直しの契機が広く得られるように、制度の利用者にとって使い易いものとする必要がある。一方、付与後レビュー制度の濫用を防ぐとともに、特許権者の対応負担を軽減することも必要であるとの意見が出された。

**(3)－D 付与後レビュー制度の魅力向上**

付与後レビューにおいては、審理が開始された後、最終判断を速やかに出すことが重要であり、そのため、審理の初期の段階で、審理のスケジュールを明確にし、そのスケジュールに沿って審理を進めていく、計画審理を取り入れることが考えられている。その際、判断理由を明らかにすること、また、職権探知した場合にはその範囲を明らかにすること（「先行技術文献調査結果の記録」を明示する等）により、特許有効性の判断がより確かなものとして示されることになる考えられている。また、付与後レビューの結果が早期に出され、権利が維持となった場合には、その後に無効審判が請求されたとしても、付与後レビューにおける審判合議体の判断が、同じ審判合議体による無効審判の審理において、実質的に尊重され得ることとなり、権利者にとってはメリットがある。そして、付与後レビューの結果を審査官にフィードバックすることで、審査の結果付与される特許全体の質の向上につながると考えられている。

**(4) 付与後レビュー案**

**(4)－A 申立人（請求人）適格**

付与後レビューにおける申立人適格については、特許の見直しの契機を広く求める



ため、何人も申立可能とすることが適当と考えられている。

一方、付与後レビューの制度を設ける場合、これに伴い、特許無効審判が当事者間の争いの解決を主たる目的とすることをより明確化するため、無効審判の請求人適格を「何人も」から、例えば利害関係者に限定することが考えられる。しかしながら、特許無効審判には、新規性、進歩性等の公益的事由による対世的な無効化という機能も含まれており、何人も請求できることを維持することが適切ではないかと考えられている。

**(4)－B 申立理由**

付与後レビューにおける申立理由については、上述した権利帰属に関する事由は含まず公益的事由のみに限定する案が検討されている。

なお、付与後レビューの申立理由を、刊行物等の証拠に基づく新規性又は進歩性の問題のみに限定する意見も出されたが、特許付与の見直しの観点からは記載要件等も重要である等の理由から、反対の意見が多数を占めたようである。

また、職権審理の可能な範囲については、特許審査の見直しという側面の強い付与後レビューにおいては、当事者の書面による主張を審判合議体による職権審理で補うことの重要性を認めつつも、当事者の申立てしていない請求項についてまで職権で審理可能とすることについては、多くの懸念が示

され、採用すべきでないとの意見が支配的であったようである。

#### (4)－C 申立期間

付与後レビューの申立てが可能な期間としては、従前の異議申立制度や諸外国の制度を鑑みると、3月（従前の特許付与前の異議申立期間）、6月（従前の特許付与後の異議申立期間）、9月（欧州特許条約の付与後異議、米国の付与後レビュー、ドイツの付与後異議改正案における申立期間）が考えられる。国際的には9月を採用する国が増えているが、我が国では、当事者の書面による主張を審判合議体による職権審理により補い得ることで申立人の負担が軽減されていることを踏まえ、特許権者の負担軽減・権利の早期安定化の観点から、6月とすることが適切と考えられている。

#### (4)－D 手続

##### ①申立人の手続への関与の改善

従前の付与後の異議申立制度では、申立人の審理手続への関与は、審尋された際に回答することはあっても、合議体が必要と認めた場合に制限されていた。このため、付与後レビュー制度においては、より積極的な手続関与を求める声も大きい一方、当事者の対応負担の軽減、迅速な審理への強い要請など無効審判制度との違いを考慮した制度設計が必要であると考えられている。

例えば、申立人が希望する場合であって、特許権者により特許の訂正がなされた場合等に、申立人は意見を提出できるとすることや、申立人が意見の提出を希望しない場合は、申立書にその旨を記載する等により、手続への関与を強制されないとする事で、手続関与を最小限としたいユーザーのニーズにも対応が可能と考えられている。

なお、付与後レビューにおける、申立人の手続関与を上述のように拡大したとしても、依然として一定程度に制限されていることは変わらないため、無効審判や侵害訴訟における無効の抗弁との関係において、一事不再理は適用しないこととすることが



適切と考えられている。そして、従前の特許付与後の異議申立制度と同様、付与後レビューの審理の結果、特許の取消しを受けた権利者は、不服がある場合は東京高裁（知財高裁）に出訴できることとし、特許維持の場合には、申立人は不服を申し立てることができないものとすべきであるとの意見が出された。

##### ②匿名による手続

匿名による手続についての要望は存在するが、特許権者の対応負担とのバランスを考慮すれば、申立人の氏名や名称は、従前の特許付与後の異議申立制度と同様に、申立書に記載の上、特許権者に対しても明らかにされることが適切である。付与後レビューは書面審理が原則であり、申立人が希望しない場合には手続への関与を強制されないため、申立人に対する当事者としての負担は十分に軽減されていると考えられている。

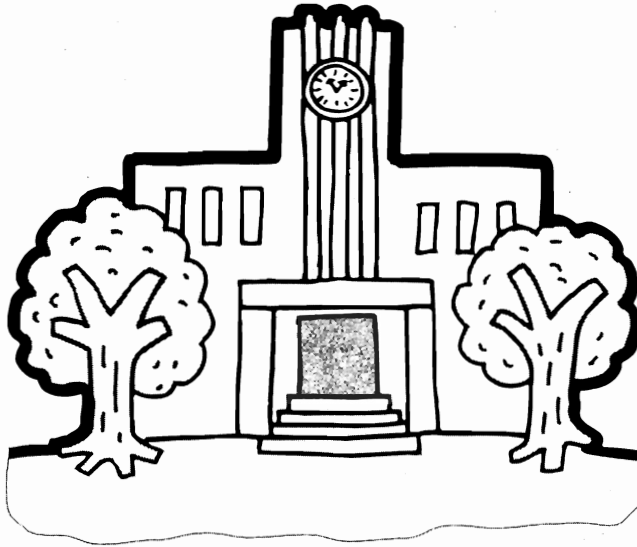
##### ③料金

権利の早期見直しによる安定化と不要な紛争の未然防止の観点からは、付与後レビューの料金を無効審判よりも低廉なものとし、その利用を促進すべきであるが、制度の濫用防止の観点からも具体的な金額は検討中である。

#### (4)－E その他

##### ①審判合議体による争点整理

付与後レビューの申立てに対する特許権者の対応負担を軽減するため、申立てが



あった場合、無効審判の手続のように、直ちに特許権者に答弁の機会を与えるのではなく、従前の付与後異議申立制度と同様、まず、審判合議体で申立ての内容について審理し、特許を取り消す理由があると判断した場合にのみ、特許権者にその旨を通知して、特許権者に意見の提出及び訂正の機会を与えることが適切であると考えられている。

これにより、複数の申立てがなされた場合も、審判合議体が全ての申立理由を整理して、まとめて審理を行うことで、審理の効率性や権利者の負担軽減が図られる。このように、複数の申立てはまとめて審理することを原則とすべきであるが、特許権者が希望すれば、申立てがされた後、申立期間の経過を待つことなく速やかに審理を開始することで、審理の結果を早期に得られるようにすることも検討すべきであるとの意見が出された。

## ②訂正

特許権者の防御手段として、付与後レビューの手続において、特許の訂正ができることとし、付与後レビューの事件が特許庁に係属した時から確定するまでの間は、別途の訂正審判の請求を禁止することが適

切と考えられている。

ここで、付与後レビューの審理の結果、特許が取り消された権利者が、出訴して不服を申し立てた際に、訂正審判を請求することができる、裁判所と特許庁の間で事件が往復する、いわゆる「キャッチボール現象」が起きることになる。平成23年の特許法改正で無効審判に審決の予告を創設した趣旨を踏まえ、付与後レビューについても、特許を取り消す旨の判断となった場合には、事前に審判合議体の判断を示した後に、訂正の機会を特許権者に与えることが適切と考えられている。この場合、特許権者は、審判合議体の判断を踏まえて訂正を行う機会が、取消理由の通知時と合わせて二度与えられる（無効審判の場合は、合議体の判断が示されるのは審決の予告時のみ）ことになり、より適切な対応を図ることが可能となると考えられている。

## （５）まとめ

以上、公開されている資料の内容に基づき付与後レビューの概略を説明した。今後の特許制度小委員会の審議に注目していきたい。

以上

## 2. 意匠法―産業構造審議会などでの検討状況等の紹介―

### (1) はじめに

昨年の本誌でも、言及したように“抜本的”意匠法改正に先立ち、当面の課題として「ハーグ協定ジュネーブアクト（以下「ジュネーブアクト」）への加盟」「画面デザインの保護拡充」が産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会（以下「意匠制度小委員会」）で議論されてきた。なお、「ハーグ協定」の名称となったようであるので、本文ではこれに従う。

結論からいえば、「ジュネーブアクトへの加盟」については加盟の方向性で概ね合意が得られており、国内法との関係の調整（かなり大きな調整もある）が進められておる。

他方「画面デザインの保護拡充」については、今後の方向性は一致をみてない模様である。執筆段階（11月3日）で第20回小委員会の議事要旨も公開されていない。

### (2) 意匠制度小委員会の開催状況

第14回 平成23年12月20日

(テーマ)

- ・意匠制度の現状と課題
- ・デザインによる国際展開の支援

- (1)ハーグ協定及びロカルノ協定について
- (2)3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大について

第15回 平成24年1月27日

(テーマ)

- ・デザインによる国際展開の支援（ハーグ協定及びロカルノ協定について）
- ・意匠の国際登録制度と国内制度との相違による主な課題について

- ・我が国のハーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性について

第16回 平成24年2月29日

(テーマ)

- ・3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大について

- (1)デジタルデザインの保護の現状及び各国保護状況

- (2)デジタルデザイン保護拡大にあたっての課題及び検討の視点

第17回 平成24年5月23日

(テーマ)

- ・デザインによる国際展開の支援（ハーグ協定及びロカルノ協定について）

- (1)複数意匠一括出願について

- (2)意匠原簿と国際登録簿について

- (3)国際公開と我が国の登録公報について

第18回 平成24年6月20日

(テーマ)

- ・ロカルノ協定への加盟について

- ・3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大について

第19回 平成24年7月27日

(テーマ)

- ・国際登録の公開と公開の延期（繰り延べ）について

- ・部分意匠等の意匠登録出願の国際出願における取り扱いについて

- ・画像デザインに関する米国における保護の実態について（出張調査報告）

第20回 平成24年9月28日

(テーマ)

- ・画像デザインに関する欧州における保護の実態について（出張調査報告）

- ・画像デザイン保護拡充の基本的方向性と保護拡充についての課題への対応

第21回 平成24年11月19日（予定）

### (3) ハーグ協定ジュネーブアクトへの加盟について

ジュネーブアクト加盟への動きについては、昨年の本誌でも簡単に触れているので、今回は意匠制度小委員会の議論の中で、国

(参考資料3-1)

|                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                             |                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登録番号                                                        | Enregistrements internationaux /<br>International Registrations /<br>Registros internacionales                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 更新期間の満了日                                                    | 意匠の数: 11 意匠                                                                                         |
| 出願日                                                         | 意匠権者及び住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 国際意匠分類クラス<br>(クラス 10: 時計、携帯時<br>計及びその他の計測機具、<br>検査器具及び信号器具) | 指定国: 15 カ国<br>I はロンドンアクト、II はヘ<br>ーグアクト、III はジュネー<br>ブアクトを示し、それぞれのア<br>クトの下で指定された締約国<br>であることを意味する。 |
| 製品の表示<br>(腕時計)                                              | <p>11.1 DM 072794 (15) 21.12.2009 (18) 21.12.2014<br/>         (22) 21.12.2009 (73) ETA S.A. MANUFACTURE HORLOGERE SUISSE, CH-2540 GRENCHEN<br/>         (CH) (86) (87) (88) (89) CH (74) THE SWATCH GROUP SA (THE SWATCH GROUP AG)<br/>         (THE SWATCH GROUP LTD.) Faubourg du Lac 6, CH-2501 Bienné (CH) (72) 1. 8. 9) Philippe<br/>         MOSER, 56, Avenue Lignon, CH-1256 GENEVE; 2. 4. 6) Michael KOCH, Albrecht-Achilles-<br/>         Strasse 2, DE-10709 BERLIN; 5. 10) Katia DE CONTI, 48, avenue de THONEX, CH-1226<br/>         THONEX; 7) Véronique STOLL, Chemin de la Marnière 14A, CH-2504 BIEL/BIENNE; 11) Robin<br/>         NYFELER, Sur Savagnier 57, CH-2067 CHAUMONT (28) 11 (51) CL 10-02 (54) 1-11. Montres-<br/>         bracelets 1-11. Wristwatches (81) LB, CW, ID, SX, TN, IL BZ, MA, MC, ME, IL AL, AM,<br/>         CH, EM, GE, HR, KG, LJ, MD, MK, MN, OM, SG, TR, UA (45) 31.01.2010</p> |                                                             |                                                                                                     |
|                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                             |                                                                                                     |
| それぞれ別個の意<br>匠。枝番が付され<br>ている意匠同士<br>(11.1 と 11.2) は<br>同じ意匠。 | 公報発行日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                             |                                                                                                     |

内法と比較して検討されているので、それを紹介することにより、ジュネーブアクトの概要を解説する。

なお、次頁に、国際登録公報を載せたので (意匠制度小委員会第15回で配布された「国際登録公報から見る出願の仕方 事例 (時計)」(参考資料3-1) を参照して頂けると国際登録の内容がイメージし易いと思う。

#### ①複数意匠一出願制度について

ジュネーブアクトでは、原則、国際意匠分類 (ロカルノ分類) の同一クラスに属する物品に係る意匠であれば最大100までの意匠を1つの国際出願に含めることを認めている。なお、指定国は複数意匠一出願を認めない旨の宣言ができる。

我が国の意匠法では、意匠法第7条 (施行規則第7条、別表第一) により一意匠一

出願で、物品の区分により意匠ごとに出願しなければならない。

多意匠出願を認めることにより、出願手続や権利の維持管理にかかる負担の軽減などを考慮して、我が国を指定する国際出願に複数意匠一出願制度を認める方向で検討されている。この中で、出願の一部の意匠に拒絶理由があった場合の対応なども検討されている。

## ②公開繰延べ制度と早期審査着手（秘密の写しの受理）について

ジュネーブアクトでは、無審査国をベースとしており、国際登録された意匠は、国際事務局によって、原則国際登録の6か月後に公開されることになっている。国際公開時期については、出願人は、国際出願時の申請により出願日（若しくは優先権）から最大30か月まで公開を繰り延べることを選択できる。しかし、国際登録の公開の繰延べをしている期間は、実体審査国には国際登録の写しは送付されないため、審査されることが無く、登録が大幅に遅れることになる（現在、我が国ではファーストアクション6.6ヶ月（2011年））。

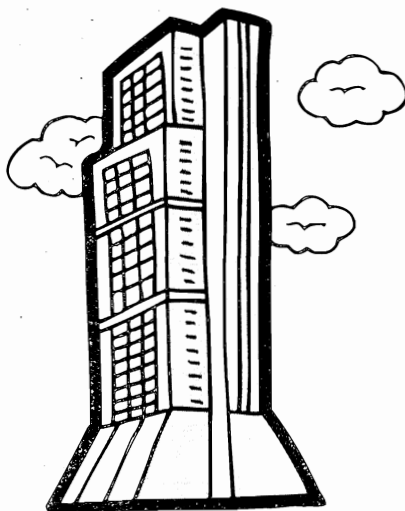
そこで、宣言により国際登録後直ちに国際事務局から指定国に送付される（最短3週間）「（国際出願の内容の）秘密の写し」を審査に利用することが検討されている。

また、我が国の意匠法には、審査及び設定登録前出願公開制度に対応する規定がない。このため、登録前公開による不利益を調節するために特許法の補償金請求権、商標法の金銭的請求権のような対応が検討されている。

また、我が国の秘密意匠制度では、登録後最大3年間公報発行を猶予させることができ、国際登録で維持可能かどうか検討されている。

## ③国際出願に対する新規性の喪失の例外の適用について

ジュネーブアクトでは、新規性の喪失の例外について明確な規定はないものの、原則として国際出願は、国内出願と同様に扱



うことが求められている。

我が国では、新規性喪失の例外の適用を受ける場合、願書に適用を受ける旨を記載し、かつ自己理由の場合には出願から60日以内に証明書を提出しなければならない（意匠法4条）。ところが、国際出願の様式にはそのような記載欄はない。

そこで、新規性喪失の例外の適用については国内制度改正の議論の中でも検討予定であることから、国内制度との整合性も加味しながら、証明書の提出義務の有無等も含めて検討がされている。

## ④関連意匠制度・部分意匠制度の対応について

我が国の関連意匠制度は、自己の本意匠に類似する意匠を関連意匠として、独自効力を有する登録を認める制度である。また関連意匠の出願は、その本意匠の意匠登録出願日から公報発行の日前に出願した場合に限られている。

ジュネーブアクトでは、新設された規則により関連意匠出願が可能となった（2012年1月施行）。国内出願と国際出願の間、国際出願の間それぞれの関係において関連意匠出願を認めるか否かが検討されている。また、特に本意匠が国際出願であった

場合、国際出願は公開された後に我が国に公開の写しが届くため、関連意匠の後日出願を認める要件等が検討されている。さらに、国際出願と我が国の出願様式において関連意匠の記述が相違するため、併せて検討されている。その他、以下の点も検討されている。

- ・ジュネーブアクトでは願書の記載の内容について補正する手続がないため、我が国の審査において、国際登録に記載された本意匠や関連意匠が認められず補正をする必要が生じた場合など、どのように補正するか。

- ・我が国の関連意匠は移転の制限などがあるところ、国際出願と国内出願との間で本意匠と関連意匠との関係が成立した場合、どのように登録簿を管理すべきか。

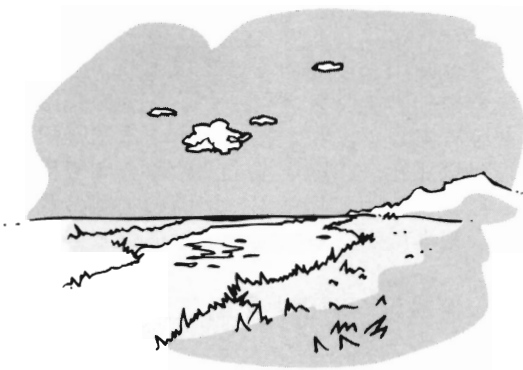
- ・国際出願同士又は国際出願と国内出願との間で関連意匠出願を認める場合、国内の登録公報への記載をどうするか。

また、我が国の部分意匠制度は、物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分を意匠登録を受けようとする部分として登録を受けることができる制度である。この場合、出願時には願書に部分意匠であることを記載するとともに、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを区別できるように図面を作成し、区別する方法を願書に記載する必要がある。

ジュネーブアクトでも、意匠の複製物中に保護を求めないものを表すことが認められる。その方法として、「図面又は意匠についての簡素な説明を記載する欄」に記載する図面を点線又は破線で表す等により部分意匠を国際出願することは可能である。しかし、国際出願の願書と添付図面のみでは部分意匠の出願であるかどうか特定することが困難な場合も想定されるため、可能な対応が検討されている。

#### ⑤図面等の提出要件の緩和について

ジュネーブアクトでは、我が国意匠法と図面等の提出要件に違いがあり、宣言して正投影図法や斜投影図法等による図面の提



出を義務づけることはできるが、出願人に対し7以上の図を要求することはできない仕組みとなっている。

また、ジュネーブアクトでは、意匠を表す1図の大きさが16×16cmを超えてはならないとしているが、我が国では、1図の大きさを113mm×150mm以内としており、様式が異なっているので、調節を検討している。

国際調和を念頭に置きつつ、ユーザーにとって負担がなく、かつ権利内容が明確な国際出願ができるよう、我が国を指定する意匠の国際出願に係る図面等の提出要件の在り方について、国内制度下の図面提出要件の在り方についても併せて検討されている。

#### ⑥国際登録公報・国際登録簿の我が国での発行・管理について

ジュネーブアクトでは、国際事務局で国際登録された意匠は、国際登録の日から原則6か月後に国際登録公報が発行される。その後、指定国が実体審査を行う国である場合には、指定国の審査を経て、指定国での登録の可否が決まるが、登録公報発行の義務はない。さらに、意匠の国際登録は、国際事務局が管理する国際登録簿により一元的に維持管理される。

我が国の審査を経て登録された国際出願も、英文で国際登録公報が発行されること

から、法制上の位置づけを検討をすると共に、公報の日本語訳の発行又は日本語で国際登録の意匠公報を検索可能とすることが検討されている。また、我が国の質権など国際登録簿に記載のない項目の扱いや裁判管轄の問題に関連して、国際登録簿とは別に国内に登録簿を作成するかどうか、作成した場合にその内容や法制上の位置づけ等について検討されている。

#### ⑦国際出願手数料について

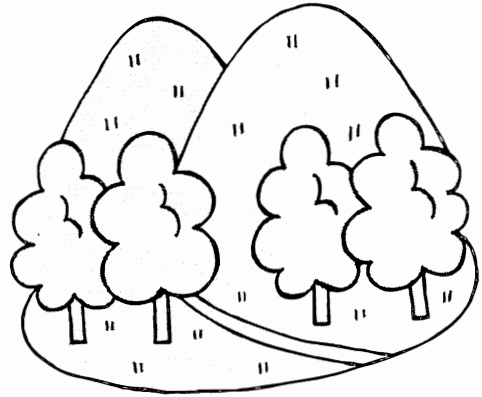
ジュネーブアクトでは、出願人が国際事務局に対して、基本手数料、公開手数料及び各国が指定する指定手数料の合計額を手数料として納付する必要がある、国際登録は5年ごとの更新制となっている。また、実体審査国は、個別指定手数料として自国で徴収する料金を上限として、あらかじめ自由に金額を設定することができ、更には出願時と登録時の2回に分けて納付させることもできる。

個別指定手数料は、国内出願でいえば出願料と登録料を合わせたものであるため、出願時に個別指定手数料全額を徴収した場合、最終的に拒絶となる意匠についても5年分の登録料まで一律徴収することとなる。そのため、個別指定手数料の額、分割納付を認めるか否か等が検討されている。

また、我が国における国内出願は、単年納付（複数年一括納付も可能）であるため、国際出願の5年更新と手続が相違するので、更新を単年ごとにできるように国際事務局へ働きかけると共に、単年の更新が実現できなかった場合は、国内出願については現状を維持し、出願人が国内出願する場合は引き続き単年納付できる余地を残すよう検討されている。

#### ⑧国際出願において自己指定の容認をすることについて

ジュネーブアクトにおける「自己指定」とは、出願人の国籍、居所、営業所又は住所がある国を、出願人が指定国として選択できる制度である。自己指定を選択できないよう、各国官庁が宣言できるが、宣言す



るか否かが検討されている。

自己指定を容認しない場合、我が国への出願は直接出願をするしかないが、自己指定を容認した場合は、出願人は直接出願（日本語）か、国際出願（英語）かのいずれかの方法を選択できることになる。

#### ⑨日本国特許庁が仲介官庁となることについて

ジュネーブアクトでは、出願人は国際出願を国際事務局に直接出願をするが、日本国特許庁が仲介官庁となった場合には、日本国特許庁を通じて国際事務局に国際出願することもできる。ただし、各国官庁において、国際出願を仲介して受け付けない旨の宣言をすることができる。

我が国特許庁が仲介官庁となり、国際出願の願書を受け付ける方向性で検討されている。ただし、PCTとは異なり、出願書類の方式審査は国際事務局が行うため、仲介官庁は法的な権限を有した方式審査を行うことができない。

#### ⑩ロカルノ協定への加盟

ロカルノ協定（「1979年10月2日に改正された意匠の国際分類を制定する1968年10月8日のロカルノ協定」）に基づいて意匠の国際分類が作成され、2011年12月現在52か国が加盟している。

この国際意匠分類は32のクラス（物品分野や物品群を表す）と219のサブクラス（物

【表2】意匠法による画面デザイン保護の沿革

| 時 期      | 取り組み                           | 内容                                           |
|----------|--------------------------------|----------------------------------------------|
| 昭和61年3月  | 「物品の表示部に表示される図形等に関する意匠の審査基準」策定 | 表示部に表示される図形等が意匠を構成する要素と認められるための3要件を決定        |
| 平成5年3月   | 「液晶表示等に関するガイドライン」公表            | 物品分野別審査基準の内容を出願人向けの願書・図面記載ガイドラインとして編集し直した    |
| 平成10年    | 平成10年意匠法改正                     | 部分意匠制度導入                                     |
| 平成14年2月  | 「液晶表示等に関するガイドライン〔部分意匠対応版〕」公表   | 「液晶表示等に関するガイドライン」を〔部分意匠対応版〕として改訂したもの（3要件を維持） |
| 平成18年    | 平成18年意匠法改正                     | 「操作画像」を保護対象に追加                               |
| 平成19年4月  | 「意匠審査基準」改訂                     | 「操作画像」を含む意匠に関する審査基準を決定                       |
| 平成20年10月 | 「意匠審査基準」改訂                     | 「操作画像」を含む意匠に関する審査基準を明確化                      |
| 平成23年8月  | 「意匠審査基準」改訂                     | 「表示画像」の保護要件明確化<br>変化する画像の一意匠の考え方の変更          |

品を表す）で構成され、専ら意匠を管理する性格のものとして作られている。我が国はロカルノ協定に加盟していないが、意匠公報では国際意匠分類を併記し（クラスーサブクラス）、国際意匠分類を利用する国において、先行調査等が可能なようにしている。

ジュネーブアクトを利用した意匠の国際出願を行う場合、ユーザーは国際意匠分類を自ら付与し、願書に記載する必要があることや、意匠の国際出願では、上記のように国際意匠分類の同一クラスの物品であれば、複数の意匠を1件の出願で行うことができることが規定されている。また、意匠分類の国際調和の観点や大多数の国が国際意匠分類を採用していることから、海外出願時の権利調査において、我が国ユーザーが国際意匠分類を利用する機会は増えていくものと考えられている。

しかし、日本意匠分類に比べ、国際意匠分類は分類肢が粗く、対象資料数の絞り込みができないなどの不都合や、国際意匠分類には分類付与定義がなく、各国で分類の維持・運用が詳細には異なっていることが

指摘されている。

ジュネーブアクトに加盟するに際して、ロカルノ協定にも加盟する方向性で検討されている。

⑪ジュネーブアクト未加盟国への働きかけについて

ジュネーブアクトは、2011年12月時点で42の国・地域が加盟している。近年、加盟国が着実に増加しているものの、主な加盟国は欧州に集中しており、我が国産業界の多くが進出しているアジアや新興国は未加盟であるため、このままでは国際出願の有効性を存分に発揮できない状況といえる。我が国企業にとって意匠権取得の有効性が高い国、将来権利取得を望む国等へ加盟を促していくことが検討されている。

#### （４）画面デザインの保護拡充

この間、画面デザインについては、着実に保護が拡大してきている（上記表。第14回配布資料「意匠制度の現状と課題」11頁表2より）。

しかし、画像デザインのうち、現行意匠法による保護対象は、「特定の専用機向け

に作成され当該専用機にあらかじめ記録されたプログラムにより表示される画像デザインのみ」となっており、「専用機のための画像であっても製品販売後にソフトウェアのアップデートにより追加される画像や、パソコンのような汎用機にインストールされたアプリケーションにより表示される画像、インターネットを介して外部から提供される画像」については意匠法の保護対象外とされている。

知的財産推進計画2011における「3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る。」との指摘を受け、意匠制度小委員会で議論されてきた。

その保護の具体的なあり方については、下記のように積極的に保護の拡充に賛成する意見も出されているとされている。

・諸外国において画像デザインを意匠法で保護している事実は尊重すべきであり、日本は取り残されないように保護の拡大を図るべきである。

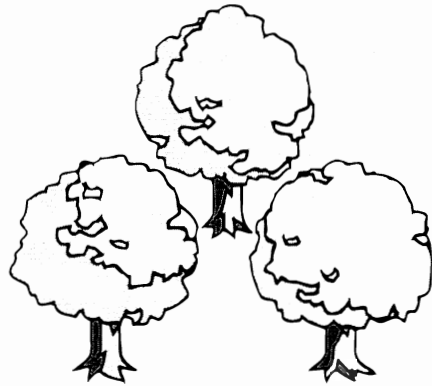
・IT関連製品はユーザーエクスペリエンスに基づいて優れた画像デザインが創出され、他社製品と差別化を図る重要な要素となっており、意匠法で保護することが必要。

他方で、下記のような慎重な検討を求める意見も出ているとされている。

・画像デザインは現状で一定程度保護されており、それ以上の保護は必要ないのではないか。

・権利のクリアランスに時間とコストを要し、特にありふれた画像が保護された場合、システム開発や製品開発のスピード感を失し、開発コストの増加を招いて業界の成長が停滞するのではないかと。

このような議論を踏まえて、第20回意匠制度小委員会において、事務局から以下のような提案がされた。なお、上記のように、各委員の母体団体でも賛否両論もあり、合意には至らなかった模様である。



#### ①保護対象について

○下記のような、画像について保護対象としてはどうか。

- ・機器にインストールされたOSやアプリケーションにより表示される画像
- ・ネットワーク等を介して外部から提供される画像(例:ネットバンキングの画像)

経済のグローバル化が急速に進展する中、画像デザインの重要性の高まりを受け、我が国企業の産業活動において重要な役割を果たす画像デザインを適切に保護する必要がある。また、平成18年意匠法改正においては、画像デザインのうち、物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像に限って、物品の部分として意匠法の保護対象としたが、その後数年間で、スマートフォンの世界的な普及などに見られるIT機器のタッチパネルや液晶表示の利用拡大、クラウドコンピューティングの普及等をはじめとして、IT技術は日進月歩の世界となっており、現行意匠法のような限定された保護対象では、日々進歩するIT技術に対応することができない。さらに、諸外国と比較して我が国のみ保護範囲が格段に狭い状況は産業発展のインフラとしての知的財産制度の在り方として決して望ましいとは言えない。

よって、我が国企業のグローバルな権利取得や企業活動がスムーズに行われるため

に、限定的な我が国意匠法の保護対象を見直し、現在は意匠法の保護対象外となっている画像についても、少なくとも何らかの操作を伴うものについては、物品に画像が表示されるにいたる経緯にかかわらず、保護対象とすることが妥当ではないか。

○何らの操作の用に供さない以下のような画像は、引き続き今回の制度改正においては意匠権による保護対象としないとしてどうか。

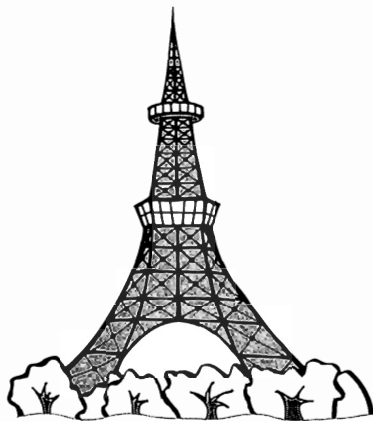
- ・映画・写真・テレビ映像等
- ・単なるキャラクター画像

我が国の意匠法は、実際の物品にあらわされた形態をさし、判例上も、物品の類否判断において物品の用途・機能を考慮するとされており、こうした考え方は今も定着していると考えられる。他方、諸外国においては単なるキャラクター等装飾・鑑賞等のための画像も含んだ広範な画像が保護対象と考えられているものの、実際の登録例は多くは無く、さらに少なくとも現時点においては国内ユーザからもそのような画像の保護が望まれていないことに鑑みると、上記のような画像は、今回の制度改正においては引き続き意匠権による保護対象としないことが妥当なのではないか。

## ②権利設定・効力範囲について

我が国の現行意匠法は、物品ごとに出願され、物品が類似する範囲に限り効力が及ぶという構成を取る。これは、物品との結びつきにより、権利の範囲があまりにも広すぎないように限定するためとされている。こうした考え方は、それぞれの製品ごとにデザイン開発が行われることが一般的であった実態と整合するものであったが、近年、画像デザインについては複数種類の製品（例えばデジタルカメラと携帯音楽再生機など）に横断的に表示されることを前提に開発／利用される状況が出て来ている。

このような開発実態や利用実態を踏まえ、画像デザインの保護拡充をはかった場合の、権利の設定単位や設定方法及び一つ



の意匠権が持つ効力の範囲について、権利者と第三者の利害のバランスをどうとるべきかについて検討する必要がある。

○プリインストール、アップデートを問わず、特定の機器と一体不可分な画像デザインについては、引き続き「デジタルカメラ」、「エレベーター」、「電卓」といった従来型の物品の部分として権利化を可能としてはどうか。

特定の機器向けに作成され当該機器に登録されたプログラムにより表示される画像デザインについては、プリインストール、アップデートを問わず、機器と一体不可分な画像であって、さらに、現行どおりの物品の共通性や画像の用途・機能の共通性を残すことを求めるユーザの意見もあることを鑑みると、このような画像については従来どおり物品の部分として権利化を可能としてはどうか。

○新たに、アプリケーションソフトの画像等の複数の種類の機器に表示し得る画像デザインについては、「情報機器の画像」として権利化することを可能としてはどうか。

GUIやアイコンといった画像は、携帯電話機・タブレットPC・電子計算機等の複数の機器に同じ画像が表示されることが一般的であるが、これらの画像を意匠法で保護するとすれば、現行の意匠法の仕組みで

は、その画像を表示しうる物品ごとに複数の出願が必要となる。しかしながら、諸外国では、GUIやアイコンといった単一出願が認められている点と比較すると、我が国で複数の出願が必要という出願人の手続負担は無視できないと考えられる。

また、全く同じ画像が物品の種類を超えて表示されるのにもかかわらず、非類似の物品には効力が及ばない、ということになり、諸外国と比較して格段に効力の範囲が狭くなる。特に我が国と同様に実体審査制度を採る米国では表示部全てに効力が及ぶ制度としていることは、我が国としてもおおいに参考になると考えられる。

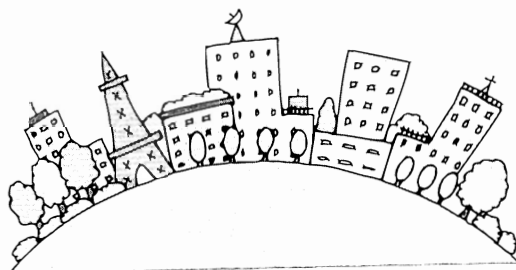
さらに情報機器の分野では技術革新のスピードが速いことを鑑みれば、登録後に出現した同種の新たな物品にも同じ画像が表示されるのであれば、効力も新たな物品に及ぶと考えることが適切である。

他方、我が国産業界において、現時点では機器横断的に開発／利用される画像は限定的であり、さらに国内ユーザからは画像と物品との一体性を残すことを希望する声が多いことから、こうした機器横断的な開発・利用が一般的な情報機器の画像に限り、機器横断的な効力範囲とすることが適切ではないか。

その場合、「情報機器の画像」には、汎用機の画像はもちろん、例えば携帯電話機用アプリのような、専用機であっても、事後的に追加されうる画像は含まれると考えられる。

なお、こうした「情報機器の画像」について、許容される図面提出要件や願書の記載要件等の権利設定の仕方については今後十分に検討が必要と考えられる。

また従来型の画像と「情報機器の画像」の効力関係については、両者は開発実態及び利用実態が大きく異なるものであり、さらに国内ユーザからの権利調査負担軽減を求める声を踏まえると、従来型の画像と「情報機器の画像」は、お互い効力が及ばない方向で検討してはどうか。



### ③侵害について

「情報機器の画像」を保護するにあたっては、現実的にはプログラム等を作成や提供をする行為に適切に権利行使できることが極めて重要であると考えられるが、現行意匠法における裁判例はなく、諸外国においても、プログラム等の作成や提供が意匠権の直接侵害となるか間接侵害となるかについては、必ずしも明確とはなっていない。このような状況をふまえ、現行の規定を前提としつつも、プログラム等の作成・提供行為に対し適切に権利行使できるような実施規定やみなし侵害規定のあり方を検討する必要があるのではないかと。

また、画像デザインの保護対象を拡充した場合に、エンドユーザーに過剰な負担が生じることが無いように検討が必要である。現行意匠法において、侵害が問われる行為は「業として」行われる行為に限定されており、エンドユーザーの行為が問題となることは現実には少ないとも考えられるが、それで問題がないか、加えて何らかの法的手当を行う必要があるかないか検討する必要があるのではないかと。またその際、我が国の他の知的財産権法との整合性等も考慮しつつ、検討することとしてはどうか。

以上

④尚、第21回意匠制度小委員会(11/19)では、効力等を修正した新たな提案がなされたようであるので、詳細は特許庁HPを参照されたい。

### 3. 商標法一産業構造審議会などでの検討状況等の紹介一

#### (1) 商標法改正をめぐり検討されている事項の紹介

##### A. はじめに

ここ数年産業構造審議会商標制度小委員会において検討されてきた新しいタイプの商標については、「音、単色、動く商標、位置商標」を中心に特定方法、権利範囲等についての検討がなされてきた。

このため、ここ数年発行された「特許と商標」の別冊においても、新しいタイプの商標としては、「音」、「単色」、「動く商標」、「位置商標」を紹介してきた。

保護の対象から除外された新しいタイプの商標としては、「トレードドレス・香り・におい・触感・味」等があり、「いずれもその権利範囲を明確に特定することが困難である等の理由から保護対象には追加しないことが適切である。」と、指摘した同商標制度小委員会のもとに設置された「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ（平成20年7月28日から平成21年1月9日までの全5回）の検討結果を踏まえたものであった。

しかし、平成24年2月20日の産業構造審議会商標制度小委員会での方向性が見直しがなされた。即ち、「新たな国際情勢や今後の各国の制度・運用の進展の可能性を踏まえると、新しいタイプの商標については、その保護の在り方について引き続き検証をしていく必要がある。」として、新しいタイプの商標と言われるすべてについてその登録制度等を検討する方向で審議が再開された。

尚、本稿に添付の表はすべて特許庁ホームページ産業構造審議会商標制度小委員会の配布資料(下記URL参照)から抜粋した。

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/shingikai/sangyou\\_kouzou.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/shingikai/sangyou_kouzou.htm)

＜あたらしいタイプの商標の保護状況(主要国)＞

タイプ別保護状況

|             | 米<br>国 | O<br>H<br>I<br>M | 英<br>国 | フ<br>ラ<br>ン<br>ス | ド<br>イ<br>ッ<br>チ | 韓<br>国 | 台<br>湾 | 豪<br>州 | シ<br>ン<br>ガ<br>ポ<br>ー<br>ル |
|-------------|--------|------------------|--------|------------------|------------------|--------|--------|--------|----------------------------|
| 動き          | ◎      | ◎                | ◎      | ◎                | ◎                | ◎      | ◎      | ◎      | ◎                          |
| ホログラム       | ◎      | ◎                | ◎      | ◎                | ◎                | ◎      | ◎      | ◎      | ◎                          |
| 色彩          | ◎      | ◎                | ◎      | ◎                | ◎                | ◎      | ◎      | ◎      | ◎                          |
| 位置          | ◎      | ◎                | ◎      | ◎                | ◎                | ◎      | ◎      | ◎      | ◎                          |
| 音           | ◎      | ◎                | ◎      | ◎                | ◎                | ◎      | ◎      | ◎      | ◎                          |
| 匂い          | ◎      | △                | △      | △                | △                | ◎      | ◎      | ◎      | ◎                          |
| 触感          | ◎      | △                | △      | △                | △                | —      | ◎      | ◎      | ◎                          |
| 味           | ◎      | △                | △      | △                | △                | —      | ◎      | ◎      | ◎                          |
| トレード<br>ドレス | ◎      | ◎                | ◎      | ◎                | ◎                | —      | ◎      | ◎      | ◎                          |

◎:保護あり ○:改正中 —:不明 ×:保護なし  
△:におい、触感、味について、欧州では、過去に匂いの登録例があったが、Sieckmann判決以降は、新たな登録はない。

\*「トレードドレス」に明確な定義はないが、海外では商品の形状や包装、店舗の外観などが、「トレードドレス」として保護されている。なお、我が国において、商品の形状や包装のうち、識別力を有するものは、現行の制度においても立体商標として保護されることになる。

\*OHIM:欧州共同体商標登録庁(Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs))は、欧州共同体(EC)域内における意匠(共同体意匠、Community Designs)及び商標(共同体商標、Community Trade Mark)の登録機関。

上記表にある様に、世界中のいわゆる先進国と称される国々については、新しいタイプの商標と言われる商標のほぼすべてについて登録制度を有している。一方、我が国においては、新しいタイプの商標について、いまだに登録する制度が整備されておらず、一定の条件を具備したものが不正競争防止法で保護を受けるに過ぎない。更に、我が国では主に2国間で進められている「自由貿易協定」、即ち、「FTA」は、特定の国や地域とのあいだでかかる関税や企業への規制を取り払い、物やサービスの流通を自由に行えるようにする取り決めのことである。当該協定の締結に際しては、知的財産の条項の要件を満たすことが求めら

## 最近のFTA協定等における新しいタイプの商標に関する規定

英文は USTR Web サイトより抜粋  
日本語は特許庁仮訳

### 米韓FTA

第 18.2 条：地理的表示を含む商標

1. いずれの締約国も、登録の条件として、標章が視覚で認知できるものであることを義務付けてはならず、また、各締約国は構成される標章が音又は匂いであることを唯一の事由として登録を拒絶してはならない。

ARTICLE 18.2: TRADEMARKS INCLUDING GEOGRAPHICAL INDICATIONS

1. Neither Party may require, as a condition of registration, that signs be visually perceptible, nor may either Party deny registration of a trademark solely on the grounds that the sign of which it is composed is a sound or scent.

([http://www.ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/korus/asset\\_upload\\_file273\\_12717.pdf](http://www.ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/korus/asset_upload_file273_12717.pdf))

### 米シンガポールFTA

第 16.2 条：地理的表示を含む商標

1. 各締約国は、商標がサービスマーク、団体商標、証明商標を含むよう規定しなければならず、地理的表示を含むよう規定することができる。いずれの締約国も、登録の条件として、標章が視覚で認知できるものであることを義務付けてはならず、各締約国は、匂いの標章の登録について最大限の努力をしなければならない。各締約国は商標の登録に対し異議を申し立てる機会を提供しなければならない。

ARTICLE 16.2 TRADEMARKS, INCLUDING GEOGRAPHICAL INDICATIONS

1. Each Party shall provide that trademarks shall include service marks, collective marks, and certification marks, and may include geographical indications. Neither Party shall require, as a condition of registration, that signs be visually perceptible, but each Party shall make best efforts to register scent marks. Each Party shall afford an opportunity for the registration of a trademark to be opposed.

(<http://www.ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/singapore-fta>)

れており、いわゆる新しい商標であることのみを理由として商標登録出願を拒絶にすることができない旨の規定を有する国は少なくない。協定締結の障害を取り除く見地からも、新しいタイプの商標の登録制度は必要であると言われている。

### B. 審議されている事項

#### B-① 商標の定義の見直し

新しいタイプの商標を商標法の保護対象に追加する場合、商標の権利範囲を明確に特定できる様に標章の構成要素を定義に追加規定する考え方と、将来生じる可能性のある新しいタイプの商標をも保護対象に含めるために、標章の構成要素を特定せず包括的に規定するという考え方に大別されており、従来は、新たな保護対象を追加する

たびにその新たな商標を特定できるように標章の構成要素を付加する形で定義の改正が行われてきた。

今回の改正を目指す論議が仕切り直しになった関係で、商標の定義規定の改正については、新しいタイプの商標の保護対象の範囲の検討等を踏まえて、商標の定義を見直す方向で論議がなされている。

具体的には、第1案として限定列举、第2案として例示列举、第3案として包括規定が示され、更には、定義規定に「識別性を盛り込むか否か」についても合わせて論議がなされている。

#### B-② 商標の登録要件、不登録事由の見直し

新しいタイプの商標の登録要件(識別性)

や不登録事由（類似の範囲、公益的事由等）については、上記のとおり、小委員会において審議継続しているところであるが、現行の商標の識別性や類否等に関する考え方をベースとし、企業活動への影響にも配慮しつつ更なる検討がされている。

#### B-③ 効力の範囲

商標権の効力が制限される場合について、新しいタイプの商標のうち、色彩又は音等を指定商品・役務又は類似の商品・役務において普通に用いられる方法で表示する商標、商品等の機能を確保するために不可欠なもののみからなる商標も含まれるよう規定の検討がなされている。

#### B-④ 著作権等の他の権利との調整

新しいタイプの商標について現行法における調整と異なる取扱いをする特段の事情がないため、商標権者等による登録商標の使用がその使用態様により他人の著作権、意匠権等と抵触するときは、これまでと同様に、その抵触する部分について当該登録商標の使用を制限すべきではないか等について検討がなされている。

### C. その他の商標法改正の可能性の検討事項

#### C-① 国内外の周知な地名の不登録事由への追加

国内外の周知な地名を有する商標については、我が国商標法では、商標法第3条第1項第3号、同法第4条第1項第16号の適応の有無で対応している。しかし、商品の産地と認識されなくても「周知な地名」であれば商標の登録を拒絶・無効としている国があり、登録制度・運用の在り方について検討する必要があることから審議会で検討がなされた。

結論として、我が国においては、当該拒絶・無効の制度を採用するニーズは高くはなく、また、現行の商標法及び審査運用は国際的にみても整合的であると認められ

#### <普通名称化に関する他国の制度抜粋>

|         | 事後的に普通名称化／識別力喪失した権利の制限 | 事後的な普通名称化／識別力喪失による取消 | 普通名称化防止措置 |
|---------|------------------------|----------------------|-----------|
| 欧州共同体商標 | ◎                      | ○                    | ○（辞書など）   |
| ドイツ     | ◎                      | ○                    | ○（辞書など）   |
| イギリス    | ◎                      | ○                    | ×         |
| フランス    | ×                      | ○                    | ×         |
| 米国      | ◎                      | ◎                    | ×         |
| 韓国      | ◎                      | ◎                    | ×         |
| 中国      | ◎                      | ×                    | ×         |
| 日本      | ◎                      | ×                    | ×         |

\* 普通名称化のみに該当する場合は○、識別力喪失まで含めて該当する場合は◎。

る。したがって、国内外の周知な地名を有する商標の保護については、法改正ではなく商標審査基準等の整備で対応する方向性が出されている。

#### C-② 登録後に識別力を喪失した商標の取り消し制度

登録後に識別力を喪失した登録商標については、商標法第26条第1項によってその効力が制限されるが、当該商標の取消制度がないことから、普通名称又は品質表示等として需要者に認識・使用されている場合や慣用商標となっている場合であっても登録商標として存続することになり、無用な紛争が生じるおそれがあるのではないかと指摘がある。また、識別力が喪失した場合、商標権者からみれば、商標権の財産的価値を失うこととなるため、何らかの防止措置として、例えば普通名称化を防止するための措置の必要性についても指摘されている。

普通名称化した登録商標の取消制度については、アンケート調査では一定程度の企業ニーズはあるものの、現行法でも効力を制限する規定（商標法第26条第1項）があることから、当該取消制度は、侵害訴訟で個別に争えばよいので不要との回答やどちらともいえないとの回答も相当程度あり、差し迫ったニーズがあるとまではいえない当の理由から、識別力を喪失した登録商標の取消制度については、主要な諸外国においては同制度を有する国は一部に限られていることに加え、国内でも新しいタイプの商標の運用状況をみた上で検討すべきとの

意見が多いことからすると、現時点での導入検討は時期尚早と言える。

一方、普通名称化の防止措置については、法律上規定している国は少なく、また、単独で導入している例もないことから、前記普通名称化した登録商標の取消制度を導入する際に、普通名称化の防止措置の導入の必要性も併せて検討すれば良いという検討結果が示されている。

#### C-③ パリ条約第6条の3への対応の在り方について

パリ条約においては、国際事務局から通知されてきた国際機関の紋章等について当該国際機関との関係を公衆に暗示又は誤信させないものについては拒絶・無効の義務を課していない(パリ条約第6条の3(1)(C))。他方、商標法では、国際事務局から通知された国際機関の紋章等が大臣指定された場合、当該表示と同一又は類似の商標について登録を拒絶又は無効とする旨を規定している(商標法第4条第1項第3号4)。商標法においては国際機関との関係を公衆に暗示又は誤信させるか否かについて明示的に規定されておらず、この点においてパリ条約における国際機関の紋章等の保護範囲と相違する。

また、パリ条約においては、国の紋章等(旗章を除く。)及び国際機関の紋章等の保護に関し、国際事務局からの通知の受領から2月経過後に登録される商標についてのみパリ条約第6条の3(1)ないし(5)の諸規定を適用することを規定している(パリ条約第6条の3(6))。他方、商標法においては、国際事務局からの通知を受領後、当該通知に係る国の紋章等(旗章を除く。)及び国際機関の紋章等が大臣指定された場合、国際事務局からの通知の受領より2月経過前の登録商標であっても、当該紋章等と同一又は類似であることを無効理由として規定している(商標法第46条第1項第5号)。

以上のとおり、商標法においては、パリ条約における保護範囲と相違していること

から、パリ条約の遵守義務が履行できない可能性があり本件の検討がなされた。

その結果、解決策として、以下の3つの策が検討された。

①「パリ条約上の規定と同様に、国際事務局からの通知の受領から2月経過後に登録される商標についてのみ、拒絶・無効(後発的無効を含む)となることを規定する。」

②「商標法第46条第1項第5号から、商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号を削除する。」

③「商標法第4条第1項第3号については、現行の国際機関の紋章等と同一または類似の商標であることを踏まえつつ当該国際機関との関係を公衆に暗示・誤信させるおそれのない商標については同号の適用を要しないよう見直しが必要であり、具体的にどのような商標が国際機関との関係を公衆に暗示・誤信させるおそれのあるものに該当するかを整理する。この手当をすることを前提として、「無効の対象となる商標の範囲については現状のままとする。」

商標法第4条第1項第2号、第3号、第5号に該当することになったことを理由として同法第46条第1項5号に基づきその登録が無効になった事例は、同号新設以降見当たらない。上述の③の様に関係誤認要件を商標法上手当すれば、無効の対象となる商標の範囲については現状のままとしても、登録商標が後発的に無効となるような事例は一層考えにくくなる等の理由から、③の方策が比較的望ましいとの方向性が出されている。

#### C-④ 商標法における地域ブランドの保護の在り方について

地域団体商標の登録要件について再度検討するとともに、「知的財産推進計画2012」において、証明商標の在り方についての検討することが求められており、地域団体商標による手当の検討と並行して、証明商標による手当の可能性についても検討する。

# 知的財産推進計画 2012、 特許行政年次報告書 2012 の紹介

## 1. 知的財産推進計画 2012

「我が国における研究活動や創造活動の成果を知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」という2002年通常国会での首相施政方針演説で表明された政府方針の下、同年「知的財産基本法」が制定され、翌2003年3月、内閣総理大臣を本部長とし、すべての閣僚と総理が任命する有識者からで構成され、一つの府省では実現が難しい課題に取り組む知的財産戦略本部が内閣に設置された。

知的財産戦略本部の下、2003年7月に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が策定され、この計画が、我が国の知的財産政策に関する行動計画として毎年見直されている。

2010年以降は、官民の知恵を総結集し、政治・行政の重層的体制で戦略の構築と実行を進めるべく「知的財産推進計画2010」、「同2011」が策定され、多岐にわたる戦略の着実な実行が目指されている。

昨年5月3日には「知的財産推進計画2012」\*が策定、公表されている。

※<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/2/kettei/chizaikeikaku2012.pdf>

「知的財産推進計画2012」では、「知財イノベーション総合戦略」と、「日本を元気にするコンテンツ総合戦略」が2つの大きな柱として打ち出されている。この中の「知財イノベーション総合戦略」についてその一部を紹介する。

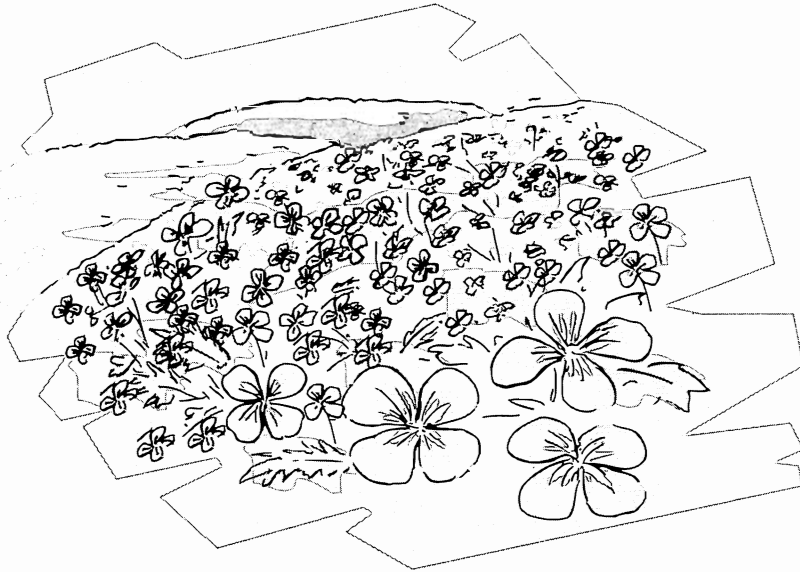


### （１）「事業起点型サイクル」の重要 性と「多次元的な知財マネジメント」

知財イノベーション総合戦略では次の3点が挙げられている。①グローバル時代の知財システムを追及する、②イノベーションを創出するために総合的な知財マネジメントを積極的に活用する、③次世代の知財人材を育成し確保する。

この中の「イノベーションを創出するために総合的な知財マネジメントを積極的に活用する」における「情勢認識」では、「事業起点型サイクル」の重要性和「多次元的な知財マネジメント」に関して言及されている。

世界の多くの産業分野で産業構造が変化し、ビジネスモデルの変容と多様化が進展する中で、「事業起点型サイクル」と評さ



れる、全体システムを構想して技術要素は最適調達する欧米企業の前に、優れた技術によってより良いものを作り、市場に提供する「技術起点型サイクルモデル」では、価格競争に巻き込まれ、競争力が低下するおそれがあることが指摘されている。

そして、「特許・実用新案、意匠・商標、著作権、トレードシークレット、ノウハウはもとより国際標準やアンチトラスト対応も含む全ての知財ツールを駆使する『多次元的 (multi-dimensional)』な知財マネジメントが欠かせない」とする「知的財産推進計画2012」の問題意識につながる情勢認識が示され、従来型の「技術起点型サイクルモデル」を踏まえながらも、同時に、「事業起点型サイクルモデル」に基づく戦略を重点化し、併用することの重要性が指摘されている。

## (2) 知財で武装してグローバルに戦う中小・ベンチャー企業への支援

「『知的財産推進計画2012』の概要」\*では、「イノベーションを創出するために総合的な知財マネジメントを積極的に活用する」において、「国際標準化戦略を含む

知財戦略の推進」と、「中小・ベンチャー企業の知財活動の強化」の2点が説明されている。

※[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2012\\_gaiyou.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2012_gaiyou.pdf)

そして、「中小・ベンチャー企業の知財活動の強化」の中で、「特許、意匠、商標の外国出願費用の半額助成(助成上限: 特許150万円、意匠・商標60万円)」に関する予算が2011年度から倍増したと紹介されている。

ここで紹介されている助成制度は各都道府県等の支援センターによって担われており、助成の条件、助成額、申込期間、等々は、各支援センターによって異なるが、その中のいくつかが特許庁HP\*で紹介されている。

※[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/shien\\_gaikokusyutugan.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm)

なお、東京都による助成制度は前記の特許庁HPでは紹介されていないが、東京都知的財産総合センター\*によって取り組まれている。

※<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html>

## 2. 特許行政年次報告書 2012

特許庁は知的財産制度を取り巻く国内外の情勢や最新の施策情報、各種統計情報を「特許行政年次報告書」に取りまとめて公表している。2012年版は昨年6月29日付で公表されている\*。

※[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/nenji/nenpou2012\\_index.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/nenji/nenpou2012_index.htm)

「特許行政年次報告書 2012年版」の中から特許出願件数などについて紹介する。

### (1) 特許出願件数の推移

我が国特許庁への特許出願件数は2005年に年間42万7千件を越えるまで増加した。しかし、その後2005年の40万8千件台にまで減少し、米国に年間出願件数世界一の座を奪い返されて以降、引き続いて減少を続け、特に、2009年のリーマンショックで大幅に出願件数が減少して以降、漸減が続いている(図1。以下、図表は特に断りがない限り特許行政年次報告書2012年版に掲載されているものである)。

なお、中国における特許出願件数は激増しており、2010年に我が国を抜いて世界第二位の特許出願件数となり、2011年には年間52万6千件を越えて、米国をも抜き、世界第一位の特許出願件数になっている(図2)。

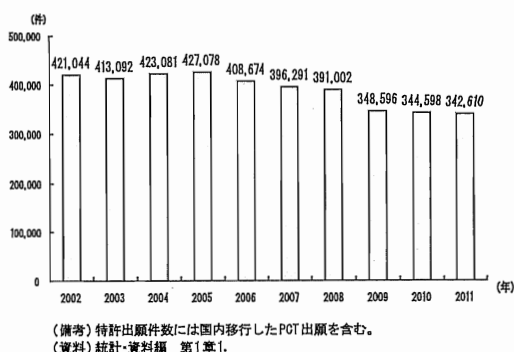
我が国においては前述したように日本国特許庁への特許出願が漸減しているが、我が国特許庁が受け付ける国際特許出願(PCT出願)の件数は毎年増加している(図3)。

特に、2011年は、東日本大震災の影響を受けたためか、特許出願件数が前年比で0.6%減少したにもかかわらず、PCT出願は前年比で20.5%増加している(図3)。

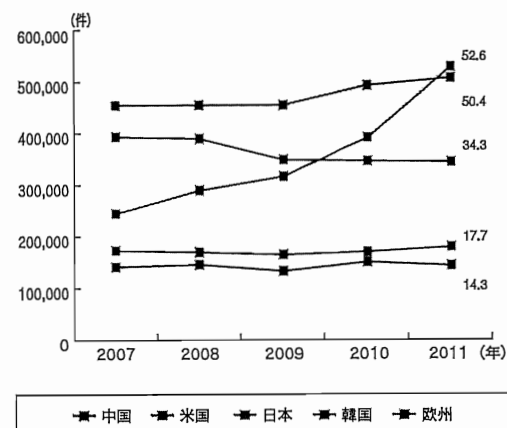
近年の景気動向や、円高基調の中で、質の高い特許出願を目指した出願件数の絞り込みと、市場のグローバル化にともなう海

【図1】

特許出願件数の推移



【図2】



外出願の重視が、特許出願件数漸減の一方でのPCT出願の増加に現れている、との評価がされている。

なお、我が国の中小企業数は420万社と全企業の99%以上を占めるところ、近年の内国人特許出願件数に占める中小企業の割合が11%にすぎないことや、特許出願件数が漸減傾向にあり、その一方で、PCT出願件数が増加しているという全体の傾向が

中小企業の場合にもあてはまることなどが紹介されている（図4、図5）。

「中小企業による市場の創造と開拓」等の項目を設け、中小企業のイノベーションと人材の確保・育成についての分析が行われている「中小企業白書（2009年版）」※に「国内特許、海外特許を保有する中小企業は、特許を保有しない中小企業に比べて、一人あたりの売上高営業利益が高い傾向にある」との分析がされていると紹介されている。

※<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/090424hakusyo.html>

前述した『知的財産推進計画2012』の概要で「知財で武装してグローバルに戦う中小・ベンチャー企業への支援」との表題が掲げられているように、我が国産業の国際競争力強化に、我が国の全企業中99%以上を占める中小企業が果たす役割は大きく、この面での取り組みが望まれるところである。

## （2）審査順番待ち期間

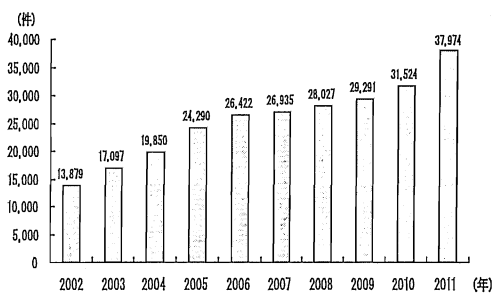
特許出願については特許出願手続と別個に審査請求を行い、審査結果が特許庁から通知されるのを待っている必要がある。

従来、審査順番待ち期間（審査請求から審査結果の最初の通知が特許庁から発送されるまでの期間）が審査請求から3年にもわたるほどの長期間であるため短縮化が望まれていたが、近年になって改善されつつある。

2001年9月末までの特許出願に許容されていた審査請求可能な期間が7年間であったところ、2001年10月以降の特許出願からこれが3年間に短縮されたことに伴い、年間の審査請求件数が、年間に一次審査に着手できる件数を越える状態が2008年まで継続していた。しかし、出願日から7年の間に審査請求可能であった2001年9月末までの特許出願についての審査請求がなくなった2009年からはこの状態が逆転し、年間に

【図3】

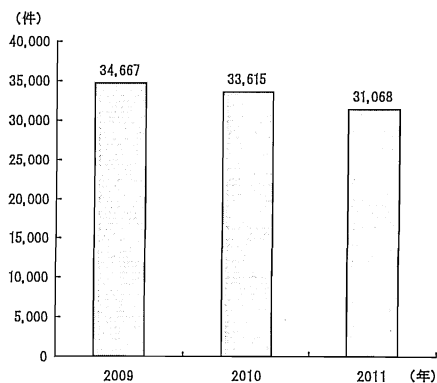
PCT 出願件数の推移



（資料）統計・資料編 第3章1.

【図4】

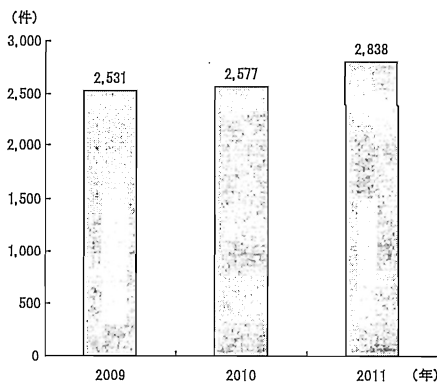
中小企業の特許出願件数



（資料）特許庁作成

【図5】

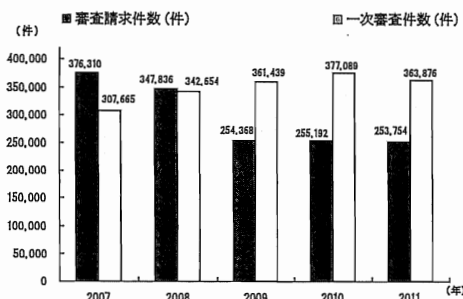
中小企業の PCT 出願件数



（資料）特許庁作成

【図6】

審査請求件数と一次審査件数の推移



(備考) 2009～2011年の審査請求件数には審査請求料の納付繰延制度を利用しているものが含まれる。

(資料) 統計・資料編 第1章1.

一次審査に着手できる件数が、年間の審査請求件数を10万件以上も上回る状態が続いている(図6)。

これによって、審査順番待ち期間は、2011年に25.5カ月にまで短縮した(図7)。なお、「産業財産権行政ダイジェスト」では、「2011年度末の審査順番待ち期間22.2カ月」と公表されている。

特許庁は、2013年度末には審査順番待ち期間を11カ月にする目標を進めている。2011年度末の審査順番待ち件数は44万8千件程度とされており、年間に一次審査に着手できる件数が年間の審査請求件数を10万件を越えて上回る状態が2012年以降も続けば、この目標を達成することが可能になると思われる。

### (3) 早期審査制度

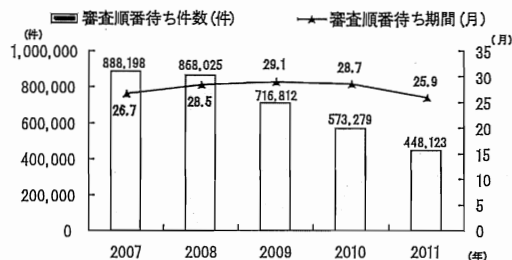
特許庁では特許出願人からの申請を受けて、所定の要件を満たす特許出願については審査を通常に比べて早く行う早期審査制度<sup>\*</sup>を実施している。

※[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/souki/v\\_3souki.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/souki/v_3souki.htm)

特許庁によれば、2011年一年間の早期審査制度利用件数は12,157件で、本制度を利用した特許出願の平均審査順番待ち期間は2カ月ということである。

【図7】

審査順番待ち件数と審査順番待ち期間の推移



(備考)・審査順番待ち件数には審査請求料の納付繰延制度における料金未納付のものが含まれていない。

・審査順番待ち件数は各年の年末における値に基づいている。

(資料) 統計・資料編 第2章1. (1) 及び第2章3.

早期審査制度を利用した場合、例えば、特許出願と同時に審査請求し、同時に早期審査の事情説明書を提出すると、所定の要件を満たしていると特許庁が判断すれば、その後、2カ月程度で審査結果を受け取ることができる。この場合、出願日から1年6月経過して特許出願公開公報が発行される前に特許権が成立して特許公報が発行される、あるいは、「特許を認めることができない」とする審査結果「拒絶査定」が確定することがあり得る。

なお、中小企業<sup>\*</sup>の特許出願は、既に実施又は2年以内に実施予定の発明(実施関連出願)、外国にも出願している特許出願(外国関連出願)、環境関連技術に関する出願(環境関連出願)のいずれにも該当していない場合であっても早期審査申請(早期審査の事情説明書提出)を行うことが可能であり、早期審査申請にあたって先行技術調査は「必ずしも必要でなく、知っている文献の記載で可」とされている。

※早期審査制度における中小企業

早期審査制度における「中小企業」とは中小企業法等に定める中小企業で、具体的には以下の表1に示す従業員数の基準を満たす企業、あるいは、表2に示す資本の額等の基準を満たす企業、とされている。

上述したように、早期審査制度は中小企業にとって利用しやすい制度になってい

る。

また、「法人税が課されていない」あるいは「設立後10年を越えていない」、なおかつ「法人の出資額（あるいは資本金の額）が3億円を超えていない」等々の所定の条件が満たされる場合には、「審査請求料金の半額軽減」という個人・中小企業向け特許料等減免制度\*を利用できる。そこで、減免制度を利用可能な中小企業は、「審査請求料金の半額軽減」を受けつつ、早期審査制度を活用することも考えられる。

※<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

#### （４）日本、中国の実用新案登録制度の比較

特許行政年次報告書2012年版では「日中韓実用新案制度比較」というコラムが設けられて、日中韓の実用新案制度の主な違いについて説明が行われている。

我が国では、平成6年1月からの無審査

登録制度への移行により、実用新案登録出願件数が激減し、2011年の出願件数は7,984件となっている。

一方、中国においては、我が国と同じく、無審査登録制度が採用されているにもかかわらず出願件数が激増している。2011年の出願件数は、前年比42.9%増の585,467件であった。

なお、韓国では、いったん、現状の日本と同様の無審査登録制度が採用されたが、2006年10月の法律改正により、実体審査を経た後に実用新案権を付与する従来の制度に戻している。

我が国の実用新案権制度になれていると、「中国も無審査登録制度であるため、実用新案権はあまり重要でない」という認識を持つことがある。しかし、両国の実用新案制度には以下の表に簡単にまとめられている相違が存在し、中国の制度が、我が国の実用新案制度と同様であると考えすることは妥当ではない。

【表1、表2】

表1. 業種毎の従業員数の基準

|                                                   |        |
|---------------------------------------------------|--------|
| a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（b～eを除く。）                     | 300人以下 |
| b. 小売業                                            | 50人以下  |
| c. 卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）         | 100人以下 |
| d. 旅館業                                            | 200人以下 |
| e. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 900人以下 |

表2. 業種毎の資本の額（又は出資の総額）の基準

|                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（b及びcを除く）         | 3億円以下  |
| b. 小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。） | 5千万円以下 |
| c. 卸売業                                | 1億円以下  |

（「特許出願の早期審査・審理ガイドライン」より）

下記の表3にまとめられているように、例えば、我が国の実用新案権制度では、あらかじめ特許庁に作成請求した「実用新案技術評価書」を提示してでなければ警告書送付、等の権利行使が難しいのに対して、中国では、訴訟において裁判所が評価書の提出を求めることができるのみであり、我が国では何人であっても評価書の作成を特許庁に請求できるのに対して、中国では、実用新案権者あるいは、実用新案権侵害係争について人民法院に提訴する権利を有する者（専用実施権者）などの利害関係人でなければ請求できない等々の相違がある。



なお、特許庁では、激増する中国の実用新案登録出願の内容が日本国での特許出願審査において先行技術文献に引用される可能性があること、日本国企業が中国において実用新案権侵害訴訟に巻き込まれる可能性があることなどを考慮して、昨年3月19

日から特許電子図書館（IPDL）で、機械翻訳を利用して作成した中国語実用新案和文抄録データの検索・照会サービスを開始している。

以上

【表3】

（参考）日中韓実用新案制度比較表

|                 | 日本                            | 中国                         | 韓国                        |
|-----------------|-------------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 審査              | 方式審査＋基礎的要件                    | 方式審査＋基礎的要件                 | 方式審査＋実体審査<br>(2006年10月改正) |
| 権利期間            | 設定登録から発生し、最長出願から10年           | 公告から発生し、最長出願から10年          | 設定登録から発生し、最長出願から10年       |
| 進歩性の基準          | 特許の判断に準じ、極めて容易に考案することができたかを判断 | 特許に比べ、考慮される技術分野・引用文献数が制限   | 極めて容易に考案することができたかを判断      |
| 権利行使時の技術評価書提示義務 | 権利行使前に評価書を提示して警告することが必要       | 訴訟において裁判所が評価書の提出を求めることができる | 評価書制度なし                   |
| 評価書の請求人適格       | 何人も可                          | 権利者及び利害関係人                 | —                         |
| 評価書の請求可能回数      | 制限なし                          | 1回のみ                       | —                         |
| 情報提供制度          | 何人も可                          | 情報提供制度なし                   | 何人も可                      |

# 付録 産業財産権関係料金（特許庁への手続に必要な料金）概略表

（平成24年4月1日以降）

（詳細：特許HP  
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm）

## 1. 出願料

|      | 料 金                         |
|------|-----------------------------|
| 特 許  | 15,000                      |
| 実用新案 | 14,000 + （第1年分～第3年分実用新案登録料） |
| 意 匠  | 16,000                      |
| 商 標  | 3,400 + （区分数×8,600）         |

## 2. 特許料・登録料

### （1）特許料

#### ①昭和62年12月31日以前の出願

| 料 金            | 平成16年4月1日以降に<br>審査請求をした出願 |        | 平成16年3月31日までに<br>審査請求をした出願 |        |
|----------------|---------------------------|--------|----------------------------|--------|
|                | 基本料                       | 発明毎    | 基本料                        | 発明毎    |
| 第1年から第3年まで毎年   | 1,500                     | 1,000  | 7,500                      | 4,900  |
| 第4年から第6年まで毎年   | 4,800                     | 2,900  | 11,900                     | 7,400  |
| 第7年から第9年まで毎年   | 14,300                    | 8,800  | 23,800                     | 14,800 |
| 第10年から第25年まで毎年 | 47,500                    | 29,600 | 47,500                     | 29,600 |

#### 追加特許の場合（1発明につき）

|                | 料 金    |
|----------------|--------|
| 第1年から第3年まで毎年   | 5,600  |
| 第4年から第6年まで毎年   | 8,400  |
| 第7年から第9年まで毎年   | 16,800 |
| 第10年から第25年まで毎年 | 33,600 |

#### ②昭和63年1月1日以後の出願

| 料 金            | 平成16年4月1日以降に<br>審査請求をした出願 |       | 平成16年3月31日までに<br>審査請求をした出願 |       |
|----------------|---------------------------|-------|----------------------------|-------|
|                | 基本料                       | 請求項毎  | 基本料                        | 請求項毎  |
| 第1年から第3年まで毎年   | 2,300                     | 200   | 11,400                     | 1,000 |
| 第4年から第6年まで毎年   | 7,100                     | 500   | 17,900                     | 1,400 |
| 第7年から第9年まで毎年   | 21,400                    | 1,700 | 35,800                     | 2,800 |
| 第10年から第25年まで毎年 | 61,600                    | 4,800 | 71,600                     | 5,600 |

## (2) 実用新案登録料

| 料 金           | 昭和62年12月31日<br>以前の出願 | 昭和63年1月1日～<br>平成5年12月31日の出願 |       | 平成6年1月1日～<br>平成17年3月31日の出願 |       |
|---------------|----------------------|-----------------------------|-------|----------------------------|-------|
|               |                      | 基本料                         | 請求項毎  | 基本料                        | 請求項毎  |
| 第1年から第3年まで毎年  | 9,300                | 8,500                       | 800   | 7,600                      | 700   |
| 第4年から第6年まで毎年  | 18,500               | 16,900                      | 1,600 | 15,100                     | 1,400 |
| 第7年から第10年まで毎年 | 37,000               | 33,800                      | 3,200 | —                          | —     |

### 実用新案登録料

| 料 金           | 平成17年4月1日以後の出願 |      |
|---------------|----------------|------|
|               | 基本料            | 請求項毎 |
| 第1年から第3年まで毎年  | 2,100          | 100  |
| 第4年から第6年まで毎年  | 6,100          | 300  |
| 第7年から第10年まで毎年 | 18,100         | 900  |

## (3) 意匠登録料

| 料 金           |        |
|---------------|--------|
| 第1年から第3年まで毎年  | 8,500  |
| 第4年から第20年まで毎年 | 16,900 |

※第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ

## (4) 商標登録料

| 料金           |            |
|--------------|------------|
| 商標登録料        | 37,600×区分数 |
| 分納額（前期・後期支払） | 21,900×区分数 |
| 更新登録申請       | 48,500×区分数 |
| 分納額（前期・後期支払） | 28,300×区分数 |

## 3. 出願審査請求料等

### (1) 特許

| 料 金                     | 基本料     | 請求項毎  |
|-------------------------|---------|-------|
| 出願審査請求                  | 118,000 | 4,000 |
| 特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願   | 71,000  | 2,400 |
| 特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願 | 106,000 | 3,600 |

### (2) 実用新案

|                                  | 基本料    | 請求項毎  |
|----------------------------------|--------|-------|
| ①出願審査請求 昭和63年1月1日から平成5年12月31日の出願 | 46,500 | 1,100 |
| ②技術評価書の請求 平成6年1月1日以降の出願          | 42,000 | 1,000 |
| 特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願        | 8,400  | 200   |
| 特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願      | 33,600 | 800   |

---

# 『改正特許法等の解説・2013』

～特許法、意匠法、商標法の改正の動向～  
知的財産推進計画2012、特許行政年次報告書2012の紹介

平成25年1月1日 発行

---

## **改正特許法等の解説・2013**

～特許法、意匠法、商標法の改正の動向～  
知的財産推進計画2012、特許行政年次報告書2012の紹介